

令和8年第2回(1月)

上越市選挙管理委員会臨時会

- 1 日 時 令和8年1月22日(木)午後4時
- 2 場 所 上越市役所 木田第2庁舎 4階 2403会議室
- 3 付議事項
 - 議案第3号 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における選挙人名簿の登録の移替えをしない期間の設定について
 - 議案第4号 衆議院小選挙区選出議員選挙におけるポスター掲示場の設置場所について
 - 議案第5号 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における不在者投票の事務を取り扱う場所について
 - 議案第6号 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における在外選挙人が国内において行う不在者投票の事務を取り扱う場所について
 - 議案第7号 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所を設ける場所について
 - 議案第8号 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における在外選挙人が国内において行う期日前投票所を設ける場所について
 - 議案第9号 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所の開設日の指定及び開閉時刻の変更について
 - 議案第10号 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票の順序について
 - 議案第11号 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における各投票区の投票所を設ける場所について
 - 議案第12号 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における投票所の開閉時刻の変更について
 - 議案第13号 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における投票の順序について
 - 議案第14号 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における開票管理者及び同職務代理者の選任について
 - 議案第15号 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における開票を行う場所及び日時について
 - 議案第16号 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における開票立会人を定めるくじを行う場所及び日時の指定について
 - 議案第17号 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における開票所

の参観人の数について

- 議案第 18 号 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における開票の順序について
- 議案第 19 号 衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者の氏名等掲示の掲載順序を決めるくじを行う場所及び日時指定について
- 議案第 20 号 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における郵便等投票証明書交付申請書等の各種様式について
- 議案第 21 号 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における投票所の投票管理者及び同職務代理者の選任について
- 議案第 22 号 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所の投票管理者及び同職務代理者の選任について

4 協議事項

- 協議 1 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における投票所入場券の様式等について
- 協議 2 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における外部立会人の候補者の選定等について
- 協議 3 直近の選挙から投票所が変更となる関係住民への周知について
- 協議 4 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票・不在者投票・当日投票事務要領について
- 協議 5 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における開票計画について
- 協議 6 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における電力会社に対する投票所及び開票所の送電確保の依頼について
- 協議 7 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における上越警察署及び妙高警察署に対する投票所等への巡回及び開票所の秩序維持の依頼について
- 協議 8 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における臨時啓発の実施について
- 協議 9 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における選挙公報等の配布について

5 報告事項

- 報告 1 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査執行の基本的事項について
- 報告 2 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査執行計画について
- 報告 3 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における選挙管理委員会事務局書記の併任等について

- 報告 4 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の執行に係る補正予算の専決処分について
- 報告 5 令和 8 年度予算編成について
- 報告 6 専決処分した内容について

6 その他

次回以降の選挙管理委員会開催等について

令和 7 年度 明るい選挙啓発標語コンクール 明推協会会長賞

「その一びょう みらいをてらす あかるい ひかり」 中郷小学校 1 年 峯村 鷹一朗 さん

議案第 3 号 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における選挙人名簿の登録の移替えをしない期間の設定について

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）第 17 条ただし書の規定による選挙人名簿の登録の移替えをしない期間を次のとおり定める。

1 選挙人名簿の登録の移替えをしない期間

令和 8 年 1 月 24 日（土）から令和 8 年 2 月 8 日（日）まで

（1 月 23 日告示予定）

議案第 4 号 衆議院小選挙区選出議員選挙におけるポスター掲示場の設置場所について

衆議院議員総選挙の小選挙区選出議員選挙における公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 144 条の 2 第 1 項の規定によるポスター掲示場の設置場所を次のとおり定める。

1 ポスター掲示場の設置場所

別紙 1 のとおり（923 か所）

（設置完了後直ちに告示予定）

議案第 5 号 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における不在者投票の事務を取り扱う場所について

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 49 条第 1 項の規定による不在者投票の事務を取り扱う場所を次のとおり定める。

1 不在者投票の事務を取り扱う場所

別紙 2 のとおり

（1 月 26 日告示予定）

議案第 6 号 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における在外選挙人が国内において行う不在者投票の事務を取り扱う場所について

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 49 条の 2 の規定による在外選挙人名簿に登録されている選挙人が国内において行う不在者投票の事務を取り扱う場所を次のとおり定める。

- 1 在外選挙人が行う不在者投票の事務を取り扱う場所
上越市市民プラザ不在者投票記載場所

(1 月 26 日告示予定)

議案第 7 号 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所を設ける場所について

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所を公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 48 条の 2 第 6 項の規定により、次のとおり設ける。

- 1 期日前投票所を設ける場所
別紙 3 のとおり

(1 月 27 日告示予定)

議案第 8 号 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における在外選挙人が国内において行う期日前投票所を設ける場所について

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 49 条の 2 の規定による在外選挙人名簿に登録されている選挙人が国内において行う期日前投票所を次のとおり設ける。

- 1 在外選挙人が行う期日前投票所を設ける場所
上越市市民プラザ期日前投票所

(1 月 27 日告示予定)

議案第 9 号 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所の開設日の指定及び開閉時刻の変更について

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所の開設日及び開閉時刻を変更する期日前投票所を、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 48 条の 2 第 6 項の規定により、次のとおり定める。

- 1 開設日及び開閉時刻を変更する期日前投票所
別紙 4 のとおり

(1 月 27 日告示予定)

議案第 10 号 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票の順序について

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票の順序を次のとおり定める。

- 1 投票の順序
 - ① 小選挙区選出議員選挙
 - ② 比例代表選出議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査 の順とする。

(1 月 27 日告示予定)

議案第 11 号 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における各投票区の投票所を設ける場所について

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 39 条の規定による各投票区の投票所を設ける場所を次のとおり定める。

- 1 各投票区の投票所を設ける場所
別紙 5 のとおり

(1 月 27 日告示予定)

議案第 12 号 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における投票所の閉鎖時刻の変更について

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 40 条第 1 項ただし書の規定による投票所の閉鎖時刻を変更する投票所を次のとおり定める。

- 1 閉じる時刻を繰り上げる投票所
別紙 6 のとおり

(1 月 27 日告示予定)

議案第 13 号 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における投票の順序について

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における投票の順序を次のとおり定める。

- 1 投票の順序
 - ① 小選挙区選出議員選挙
 - ② 比例代表選出議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査 の順とする。

(1 月 27 日告示予定)

議案第 14 号 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における開票管理者及び同職務代理者の選任について

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における上越市開票区の開票管理者及び同職務代理者については、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 61 条第 2 項及び公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）第 67 条第 1 項の規定により、次のとおり選任する。

- 1 小選挙区選出議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査
開票管理者 上越市大字飯塚 澤海 雄一

同職務代理人 上越市柿崎区下小野 平田 一 磨

2 比例代表選出議員選挙

開票管理者 上越市清里区武士 笹川 栄一

同職務代理人 上越市春日野2丁目 小嶋 栄子

(1月27日告示予定)

議案第15号 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における開票を行う場所及び日時について

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査につき、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第63条及び第64条の規定により、上越市開票区の開票場所及び日時を次のとおり定める。

1 開票を行う場所及び日時

場 所 上越市下門前446番地2
リージョンプラザ上越 インドアスタジアム
日 時 令和8年2月8日（日）午後9時

(1月27日告示予定)

議案第16号 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における開票立会人を定めるくじを行う場所及び日時の指定について

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査につき、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第62条の規定により、上越市開票区の開票立会人を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定める。

1 開票立会人を定めるくじを行う場所及び日時

場 所 上越市木田1丁目1番3号
上越市役所 木田第2庁舎 4階 2401会議室
日 時 令和8年2月5日（木）午後5時30分

(1月27日告示予定)

※ くじは、立候補届出順に委員長職務代理者が「くじを引く順番を決めるくじ」を引き、さらにこの番号順に引き出した番号順に所要事項を決定する。また、開票立会人が3人に満たない場合は、選挙管理委員補充員等から選任する。

議案第17号 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における開票所の参観人の数について

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における上越市開票区の開票の参観人の数を、参観人の安全及び秩序保持のため次のとおり定める。

1 開票の参観人の数

先着順 250人以内

(1月27日告示予定)

議案第18号 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における開票の順序について

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における上越市開票区の開票の順序を次のとおり定める。

1 開票の順序

① 小選挙区選出議員選挙 ② 比例代表選出議員選挙 ③ 最高裁判所裁判官国民審査 は同時に開始する。

(1月27日告示予定)

議案第19号 衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者の氏名等掲示の掲載順序を決めるくじを行う場所及び日時の指定について

衆議院議員総選挙の小選挙区選出議員選挙において、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第175条第3項の規定により投票所、期日前投票所及び不在者投票の事務を取り扱

う場所における候補者の氏名等掲示の掲載順序を決めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定める。

1 候補者の氏名等掲示の掲載順序を決めるくじを行う場所及び日時

場 所 上越市木田1丁目1番3号
上越市役所 木田第2庁舎 4階 2401会議室
日 時 令和8年1月27日(火)午後5時30分

(1月27日告示予定)

※ くじは、立候補届出順に委員長職務代理者が「くじを引く順番を決めるくじ」を引き、さらにこの番号順に引き出した番号を掲載順とする。

議案第20号 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における郵便等投票証明書交付申請書等の各種様式について

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査において使用する郵便等投票証明書交付申請書等の各種用紙については、公職選挙法施行規則(昭和25年総理府令第13号)で定めるそれぞれの様式に準じて調製するものとする。

(1月27日告示予定)

議案第21号 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における投票所の投票管理者及び同職務代理者の選任について

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における投票所の投票管理者及び同職務代理者については、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第37条第2項及び公職選挙法施行令(昭和25年法律第89号)第24条第1項の規定により別紙7のとおり選任する。

(1月27日告示予定)

※ 投票所の投票管理者は、上越市職員の課長級又は副課長級職員で選挙権を有する者の中から適任者を選任する。ただし、やむを得ない事情により同上の職員を充てることが困難な場合は、それ以外の者を選任する。また、同職務代理者は、上越市

職員の係長級職員で選挙権を有する者の中から適任者を選任することとし、やむを得ない事情による場合は投票管理者と同様の取り扱いとする。

議案第 22 号 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所の投票管理者及び同職務代理者の選任について

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所の投票管理者及び同職務代理者については、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 48 条の 2 の規定により読み替えて適用される同法第 37 条第 2 項及び公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）第 24 条第 1 項の規定により別紙 8 のとおり選任する。

(1 月 27 日告示予定)

※ 期日前投票所の投票管理者は、上越市職員の課長級又は副課長級職員で選挙権を有する者の中から適任者を選任する。ただし、やむを得ない事情により同上の職員を充てることが困難な場合は、それ以外の者を選任する。また、同職務代理者は、上越市職員の係長級職員で選挙権を有する者の中から適任者を選任することとし、やむを得ない事情による場合は投票管理者と同様の取り扱いとする。

協議 1 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における投票所入場券の様式等について

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における投票所入場券を下記のとおり調製し、印刷・発送してよいか協議する。

- 1 様 式 別紙 9 のとおり
- 2 印刷色等 白色の用紙に青色と赤色のインクで印刷
- 3 印 刷 令和 8 年 1 月 25 日（日）～ 26 日（月）
- 4 発 送 令和 8 年 1 月 27 日（火）郵便局引渡し、約 77,000 通予定
- 5 配 達 令和 8 年 1 月 30 日（金）～ 2 月 3 日（火）

協議 2 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における外部立会人の候補者の選定等について

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 49 条第 10 項の規定に基づき、指定病院等の施設における不在者投票をより公正に行うため、施設等からの求めに応じて選挙管理委員会が任命する外部立会人について、次のとおり事務を進めてよいか協議する。

1 候補者選定

選挙啓発活動に取り組む「上越市明るい選挙推進協議会」の会員（選挙管理委員を除く）から適任者を選定する。

2 外部立会人の任命・派遣

施設等からの求めがあった場合に外部立会人を任命し、立会いを依頼する。

※いずれの候補者も都合がつかない場合は、選挙管理委員会書記を派遣

協議 3 直近の選挙から投票所が変更となる関係住民への周知について

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における投票所のうち、直近の選挙から投票所が変更となる関係住民に対し、次のとおり変更内容を周知するとともに、投票参加を呼び掛けてよいか協議する。

1 対象

投票区		投票所		関係行政区
		今回(衆院選)	前回(市長選)	
合併前の 上越市	第 10	城北中学校	市民プラザ	北本町 2 丁目、幸町、栄町、新町、 高土町 1 丁目、高土町 2 丁目
〃	第 19	明照幼稚園	昭和町二丁目 町内会館	昭和町 1 丁目、昭和町 2 丁目
〃	第 28	四辻町一区公 民館	四辻町多目的 研修センター	四辻町
〃	第 34	春日中学校	春日謙信交流 館	春日山町 3 丁目、春日野
頸城区	第 7	大蒲生田公民 館	玄僧公民館	大蒲生田、玄僧

協議 4 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票・不在者投票・当日投票事務要領について

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の各種事務を正確かつ公正に行うため、期日前投票・不在者投票・当日投票にかかる事務要領を別紙 10 のとおり作成し、関係事務を進めてよいか協議する。

協議 5 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における開票計画について

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における開票について、次のとおり計画し関係事務を進めてよいか協議する。

1 開票日程（計画）

開票開始 午後 9 時

開票終了

小選挙区選出議員選挙 午後 11 時 30 分 （前回 午後 10 時 55 分）

比例代表選出議員選挙 翌日午前 0 時 30 分 （前回 翌日午前 0 時 35 分）

最高裁判所裁判官国民審査 翌日午前 0 時 30 分（前回 翌日午前 0 時 20 分）

2 会場配置 別紙 11 のとおり

3 報道発表等に関する基本的事項 別紙 12 のとおり

4 その他 開票計画等の詳細は、次回以降の会議で協議

協議 6 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における電力会社に対する投票所及び開票所の送電確保の依頼について

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の投票及び開票を円滑に行うため、期日前投票所、選挙当日の投票所、開票所及び市役所庁舎が停電しないよう、次のとおり電力会社へ要請してよいか協議する。

1 要請日 令和 8 年 1 月 23 日（金）

2 要請先 東北電力(株)上越営業所及び糸魚川営業所

協議 7 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における上越警察署及び妙高警察署に対する投票所等への巡回及び開票所の秩序維持の依頼について

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の投票及び開票を円滑に行うため、期日前投票所、選挙当日の投票所の巡回及び開票所の秩序維持を次のとおり管内警察署へ要請してよいか協議する。

- 1 要請日 令和 8 年 1 月 23 日（金）
- 2 要請先 上越警察署及び妙高警察署

協議 8 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における臨時啓発について

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における啓発活動を次のとおり計画してよいか協議する。

- 1 啓発計画 別紙 13-1 のとおり
- 2 町内会への周知チラシ 別紙 13-2

協議 9 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における選挙公報等の配布について

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における選挙公報・審査公報について、次のとおり配布してよいか協議する。

- 1 配布部数 約 77,000 部（3 種類）
- 2 配布方法 町内会を通じて各世帯へ各 1 部ずつ配布
- 3 配布期限 令和 8 年 2 月 6 日（金）
※ 1 月 31 日（土） 県から到着後、同日中に運送業者が仕分け作業
2 月 1 日（日）、2 日（月） 運送業者が各町内会に配送
- 4 依頼文書 別紙 14 のとおり

報告 1 衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査執行の基本的事項について

衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査の執行に係る基本的な事項について、新潟県選挙管理委員会書記長から次のとおり通知があったので報告する。

1 選挙人名簿の登録について

(1) 基準日 公示日の前日

ただし、年齢については選挙期日現在とする。

(2) 登録日 公示日の前日

2 ポスター掲示場について

(1) ポスター掲示場にポスターを掲示できる日は、公示の日からとする。

(2) ポスター掲示場の区画数は6区画とする。

3 投票用紙の調製について

区 分	投票用紙の色	印刷インクの色
小選挙区選出議員選挙	アサギ色	黒色
比例代表選出議員選挙	ピンク色	黒色
最高裁判所裁判官国民審査	ウグイス色	黒色

※点字投票である旨の表示は、黒色のインクで刷り込むものとする。

4 主な日程について

月 日 (曜)	会 議 名 等
1月 21日 (水)	立候補予定者説明会 (県庁)
23日 (金)	投票用紙発送 (小選挙区、比例代表)
26日 (月)	選挙人名簿基準日・登録日
27日 (火)	公示日
28日 (水)	投票用紙発送 (国民審査)
31日 (土)	選挙公報・審査公報発送
2月 8日 (日)	投票日
10日 (火)	点検結果報告検収 (県庁)
11日 (水)	選挙会 当選証書付与 (県庁)

報告 2 衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査執行計画について

衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査の事務執行を円滑かつ効率的に行うため、次のとおり執行計画を取りまとめたので報告する。

- 1 執行計画 別紙 15 のとおり

報告 3 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における選挙管理委員会事務局書記の併任等について

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の執行に備え、次のとおり選挙管理委員会書記を併任したことを報告する。

- 1 併任者 39人 別紙 16 のとおり
- 2 併任期間 令和 8 年 1 月 23 日（金）から令和 8 年 2 月 20 日（金）まで

報告 4 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の執行に係る補正予算の専決処分について

衆議院の解散に伴う衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の執行に係る経費について、次のとおり補正予算の専決処分を行ったことを報告する。

- 1 補正額 135,819 千円
- 2 専決処分の日 1 月 19 日（月）

報告 5 令和 8 年度予算編成について

令和 8 年度予算編成について、次のとおり予算要求作業を進めていることを報告する。

- 1 予算要求概要

款 項 目	内 容
2 款 4 項 1 目 選挙管理委員会費	・ 選挙管理委員活動費 ・ 事務局運営費 等
2 款 4 項 2 目 選挙常時啓発費	・ 各種啓発活動に係る経費
2 款 4 項 3 目 選挙執行費	・ 新潟県知事選挙の執行に係る経費 ・ 新潟県議会議員一般選挙の執行に係る経費の一部

2 スケジュール

10 月 24 日	予算要求期限
11 月上旬～	査定
1 月下旬	予算案確定

報告 6 専決処分した内容について

上越市選挙管理委員会専決規程（平成 24 年上越市選挙管理委員会規程第 2 号）第 2 条第 6 号の規定により専決処分した内容について、上越市選挙管理委員会規程（昭和 46 年上越市選挙管理委員会規程第 1 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり報告する。

1 告 示

告示番号	告 示 日	件 名
2	令和 8 年 1 月 19 日	令和 8 年第 2 回（1 月）上越市選挙管理委員会臨時会の開催について